

令和 6 年 12 月 10 日

令和 6 年度 栃木県議会
第 404 回 通常会議 議案 (1)

令和6年度栃木県議会 第404回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第5号）	4
第2号議案	栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例の制定について	9
第3号議案	宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例の制定について	12
第4号議案	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	13
第5号議案	職員等の旅費に関する条例の一部改正について	17
第6号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	19
第7号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	25
第8号議案	障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正について	75
第9号議案	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	76
第10号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について	93
第11号議案	栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について	123
第12号議案	当せん金付証票の発売について（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）	124
第13号議案	当せん金付証票の発売について（地域医療等振興自治宝くじ）	125
第14号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	126

第15号議案	工事請負契約の変更について（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）	127
第16号議案	特定事業契約の変更について（新青少年教育施設整備運営事業）	128
第17号議案	指定管理者の指定について（県営住宅（佐野・足利地区））	129
第18号議案	県道路線の廃止について	130
第19号議案	県道路線の変更について	131
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	132

第1号議案

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ945,495,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		98,352,678	72,266	98,424,944
	2 国庫補助金	49,746,855	72,266	49,819,121
13 繰越金		1,912,957	82,284	1,995,241
	1 繰越金	1,912,957	82,284	1,995,241
歳入合計		945,340,740	154,550	945,495,290

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		42,440,712	62,250	42,502,962
	2 企 画 費	5,217,491	62,250	5,279,741
10 教 育 費		179,017,691	92,300	179,109,991
	1 教 育 総 務 費	24,736,634	92,300	24,828,934
歳 出 合 計		945,340,740	154,550	945,495,290

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県営住宅（佐野・足利地区）管理運営事業	令和7年度から令和11年度まで	405,500

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
安全な川づくり事業（補助）	令和7年度から 令和8年度まで	3,950,000	令和7年度から 令和8年度まで	4,970,000

第2号議案

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例の制定について

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例

(設置)

第1条 南摩ダムに係る水源地域の大規模な水辺空間と豊かな森林を生かしたレクリエーションの場を提供することにより、県民福祉の向上に資するため、栃木県水と緑の南摩の里（以下「南摩の里」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 南摩の里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア	鹿沼市
栃木県水と緑の南摩の里森林体験エリア	鹿沼市

(利用期間及び利用時間)

第3条 南摩の里の利用期間及び利用時間は、規則で定める。

(行為の許可)

第4条 南摩の里の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を設置すること。
- (2) 物の販売、物の頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 写真の撮影、物の貸付け等で営利を目的として行う行為をすること。
- (4) 展示会、興行その他これらに類する行為をすること。
- (5) 花火その他火気を使用すること。

2 前項の許可には、南摩の里の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第5条 知事は、前条第1項又は第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により前条第1項又は第3項の許可を受けたとき。

(4) 南摩の里の工事その他南摩の里の保安全管理のため、やむを得ない必要があるとき。

(禁止行為)

第6条 南摩の里を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 南摩の里の施設等を滅失し、破損し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは損傷し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石類を堆積し、若しくは採取すること。
- (5) 広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (6) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (7) 指定された場所以外の場所へごみその他の廃棄物を捨てること。
- (8) 立入禁止区域として指定された場所に立ち入ること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、南摩の里の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

(指定管理者による管理)

第7条 知事は、栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの施設の維持管理に関すること。
- (2) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(利用料金)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

(利用料金の免除等)

第10条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、南摩の里の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアは、規則で定める日から利用に供するものとする。

別表（第9条関係）

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア・アクティビティ施設

利 用 区 分	単 位	基 準 額
ショートコースの利用	1人1回	5,000円
ミドルコースの利用	1人1回	6,000円
ロングコースの利用	1人1回	8,000円

備考

- 1 ショートコースの利用とは、つり橋及びジップラインAを利用する場合をいう。
- 2 ミドルコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設及びジップラインAを利用する場合をいう。
- 3 ロングコースの利用とは、つり橋、アスレチック施設、ジップラインB及びジップラインCを利用する場合をいう。

第3号議案

宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例の制定について

宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）の例による。

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第3条 法第32条の条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
 - (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの
- 2 法第32条の条例で定める規模の土石の堆積は、土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超える土石の堆積とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第4号議案

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略 2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略 2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> _____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進</u></p>

15～17 略

附 則

1～4 略

5 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6～11 略

12 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き

手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

附 則

1～4 略

5 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社_____の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6～11 略

12 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き

続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

14・15 略

16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人つ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13 旧機関の職員が、第9条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

14・15 略

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人つ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものとする。

17～26 略

規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものとする。

17～26 略

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項、第12項及び第13項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）及び第14項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5号議案

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(旅費の種目)</p> <p>第6条 内国旅行に係る旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 外国旅行に係る旅費の種目は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第4条に規定する旅費の種目とする。</u></p> <p>13 略</p> <p style="text-align: center;">(外国旅行の旅費)</p> <p>第30条 外国旅行の旅費については、<u>旅費法施行令</u>の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第20条関係） 宿泊料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p>	<p style="text-align: center;">(旅費の種類)</p> <p>第6条 内国旅行に係る旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 外国旅行に係る旅費の種類は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第6条第1項</u>に規定する旅費の種類とする。</p> <p>13 略</p> <p style="text-align: center;">(外国旅行の旅費)</p> <p>第30条 外国旅行の旅費については、<u>旅費法</u>の各相当規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第20条関係） 宿泊料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p>

1 「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市の地域をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。

2 略

1 「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ旅費法別表第1備考に規定する地域をいう。

2 略

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第12項及び第30条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例第2条第1項第1号に規定する所属長（以下「所属長」という。）が同条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に所属長が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に所属長が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に所属長が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の第6条第12項及び第30条第1項の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第6号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(事案が他の市町村の区域にまたがる場合の処理)		(事案が他の市町村の区域にまたがる場合の処理)	
<p>第3条 前条の規定により市町村が処理する事務（別表第1の22の2の項、23の項、25の項、<u>29の9の項、29の10の項</u>、30の2の項から30の4の項まで、33の項、35の5の項、35の6の項、<u>35の9の項</u>、40の項及び41の項に掲げる事務を除く。）が、他の市町村の区域にまたがる場合には、知事が処理する。</p>		<p>第3条 前条の規定により市町村が処理する事務（別表第1の22の2の項、23の項、25の項、<u>29の6の項、29の7の項</u>、30の2の項から30の4の項まで、33の項、35の5の項、35の6の項_____、40の項及び41の項に掲げる事務を除く。）が、他の市町村の区域にまたがる場合には、知事が処理する。</p>	
別表第1 （第2条、第3条関係）		別表第1 （第2条、第3条関係）	
1～12 略		1～12 略	
13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、 <u>真岡市</u> 、矢板市、那須塩原市、さくら市及び下野市	13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市_____、矢板市、那須塩原市、さくら市及び下野市
13の2～29の4 略		13の2～29の4 略	

<p>29の5 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定による認可</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u></p>	<p>宇都宮市</p>	
<p>29の6 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものに限る。）に該当する場合に係るものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定による認可</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u></p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町及び那須町</p>	
<p>29の7 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定による認可</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u></p>	<p>上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町及び那珂川町</p>	
<p>29の8～29の11 略</p>		<p>29の5～29の8 略</p>
<p>30～35の7 略</p>		<p>30～35の7 略</p>
<p>35の8 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第12条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(2) <u>法第15条第1項の規定による協議の申出の受理等</u></p>	<p>市町（那須塩原市を除く。）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (3) <u>法第16条第1項の規定による許可の申請の受理等</u> (4) <u>法第16条第2項の規定による届出の受理等</u> (5) <u>法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議の申出の受理等</u> (6) <u>法第21条第1項の規定による届出の受理等</u> (7) <u>法第21条第3項の規定による届出の受理等</u> (8) <u>法第21条第4項の規定による届出の受理等</u> (9) <u>法第27条第1項の規定による届出の受理等</u> (10) <u>法第28条第1項の規定による届出の受理等</u> (11) <u>法第30条第1項の規定による許可の申請の受理等</u> (12) <u>法第34条第1項の規定による協議の申出の受理等</u> (13) <u>法第35条第1項の規定による許可の申請の受理等</u> (14) <u>法第35条第2項の規定による届出の受理等</u> (15) <u>法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定による協議の申出の受理等</u> (16) <u>法第40条第1項の規定による届出の受理等</u> (17) <u>法第40条第3項の規定による届出の受理等</u> (18) <u>法第40条第4項の規定による届出の受理等</u> 	
<p>35の9 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>法第18条第1項の規定による検査</u> (2) <u>法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付</u> (3) <u>法第19条第1項の規定による報告の受理等</u> (4) <u>法第20条第2項の規定による命令</u> 	<p><u>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市及び下野市</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> (5) <u>法第20条第3項の規定による命令</u> (6) <u>法第20条第4項の規定による命令</u> (7) <u>法第24条第1項の規定による立入検査</u> (8) <u>法第37条第1項の規定による検査</u> (9) <u>法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付</u> (10) <u>法第38条第1項の規定による報告の受理等</u> (11) <u>法第39条第2項の規定による命令</u> (12) <u>法第39条第3項の規定による命令</u> (13) <u>法第39条第4項の規定による命令</u> (14) <u>法第43条第1項の規定による立入検査</u> 	
<p>35の10 略</p>	<p>35の8 略</p> <p>36 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「旧政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>旧法第8条第1項の規定による許可</u> (2) <u>旧法第11条（旧法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議</u> (3) <u>旧法第12条第1項の規定による許可</u> (4) <u>旧法第12条第2項の規定による届出の受理</u> (5) <u>旧法第13条第1項の規定による検査</u> (6) <u>旧法第13条第2項の規定による検査済証の交付</u> (7) <u>旧法第14条第1項の規定による許可の取消し</u> (8) <u>旧法第14条第2項から第4項までの規定による命令</u>

	<p>(9) <u>旧法第14条第5項</u>（旧法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代執行及び公告</p> <p>(10) <u>旧法第15条の規定</u>による届出の受理</p> <p>(11) <u>旧法第16条第2項の規定</u>による勧告</p> <p>(12) <u>旧法第17条第1項及び第2項の規定</u>による命令</p> <p>(13) <u>旧法第18条第1項の規定</u>による立入検査</p> <p>(14) <u>旧法第19条の規定</u>による報告の徴取</p> <p>(15) <u>旧政令第15条第1項の規定</u>による代替措置の制定</p> <p>(16) <u>旧政令第15条第2項の規定</u>による技術的基準の強化等</p>
36 略	36の2 略
37～42 略	37～42 略
別表第2 （第2条関係）	別表第2 （第2条関係）
1～24 略	1～24 略
25 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略 (12) <u>法第12条の7第1項の規定</u> による届出の受理等 (13) <u>法第12条の7第3項の規定</u> による届出の受理等 (14) <u>法第12条の8第3項の規定</u> による届出の受理等	25 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略 (12) <u>法第12条の4第1項の規定</u> による届出の受理等 (13) <u>法第12条の4第3項の規定</u> による届出の受理等 (14) <u>法第12条の5第2項の規定</u> による届出の受理等
26～31 略	26～31 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第2の25の項の改正規定 令和7年3月1日
 - (2) 第3条の改正規定（「35の6の項」の次に「、35の9の項」を加える部分に限る。）、「別表第1中35の8の項を35の10の項とし、35の7の項の次に35の8の項及び35の9の項を加える改正規定並びに同表中36の項を削り、36の2の項を36の項とする改正規定並びに附則第3項の規定 規則で定める日」（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第1の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に当該改正規定による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令等の規定により同表の右欄に掲げる市町村の長がした処分その他の行為で附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第7号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～101 略		1～101 略	
<u>101の2 大麻取締法及び麻薬及び 向精神薬取締法の一部を改正す る法律（令和5年法律第84号） 附則第7条の規定により行うこ とができることとされる同法第 2条の規定による改正後の大麻 草の栽培の規制に関する法律第 5条第1項の規定に基づく第一 種大麻草採取栽培者の免許の申 請に対する審査</u>	22,000円		
102～517 略		102～517 略	
備考 略		備考 略	

第2条 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事 務	金 額
1～28 略	
29 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,300円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円）。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により発給の申請をする場合には、1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円）とする。
30～98 略	
99 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>第一種大麻草採取栽培者</u> の免許の申請に対する審査	22,000円
100 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく <u>第一種大麻草採取栽培者名簿</u> の登録事項の変更	5,300円
101 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく <u>第一種大麻草採取栽培者</u> の免許証の再交付	略

別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)

事 務	金 額
1～28 略	
29 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）
30～98 略	
99 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者</u> の免許の申請に対する審査	6,700円
100 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者名簿</u> の登録事項の変更	3,200円
101 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者</u> の免許証の再交付	略
101の2 <u>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定により行うこ</u>	22,000円

			とができることとされる同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査
102～255 略		102～255 略	
256 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項、次項及び293の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、11,100円)	256 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600円 (<u>電子情報処理組織により</u> 受験願書を提出する場合 にあつては、11,100円)
257～421 略		257～421 略	
422 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は通知に対する審査	1 建築物に関する確認の申請に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額 (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積(建築物を建築する場合(確認を受けた建築物の計画を変更する場合及び移転する場合を除く。))にあつては当該建築に係る部分の床面積、確認を受けた建築物の計画を変更して	422 建築基準法第6条第1項_____ (同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請_____ に対する審査	1 建築物に関する確認の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積(建築物を建築する場合(確認を受けた建築物の計画を変更する場合及び移転する場合を除く。))にあつては当該建築に係る部分の床面積、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))にあつては当該計画の

建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 16,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 28,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 43,000円

変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。（2）から（9）までにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円
(6) 床面積の合計が1,000平方

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合
66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合
310,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合
560,000円

(2) 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（464の8の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、知事が指定するものをいう。464の8の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を要する建築物については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金

メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円

(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合
560,000円

	<p>額</p> <p>ア 建築物が一戸建ての住宅である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 13,000円</p> <p>イ 建築物が長屋又は共同住宅である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 54,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 71,000円</p> <p>2・3 略</p>		<p>2・3 略</p>
422の2 略		422の2 略	
423 建築基準法第7条第4項又は第18条第21項（同法第87条の4	1 建築物に関する完了検査 次に掲げる場合の区分に応じ、そ	423 建築基準法第7条第1項 _____（同法第87条の4	1 建築物に関する完了検査 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する完了検査

れぞれ次に定める金額

- (1) 略
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 22,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、19,000円)
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 32,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、27,000円)
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 50,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、42,000円)
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 75,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、73,000円)
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 97,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、93,000円)
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 180,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、160,000円)
- (8) 床面積の合計が10,000平方

又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する完了検査

れぞれ次に定める金額

- (1) 略
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 20,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、19,000円)
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 25,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、24,000円)
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 36,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、35,000円)
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 63,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、61,000円)
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 81,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、78,000円)
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 150,000円 (特定工程に係る建築物の場合にあっては、140,000円)
- (8) 床面積の合計が10,000平方

	<p>メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>280,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>270,000円</u>)</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>560,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>550,000円</u>)</p> <p>2・3 略</p>		<p>メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 <u>240,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>230,000円</u>)</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 <u>470,000円</u> (特定工程に係る建築物の場合にあつては、<u>460,000円</u>)</p> <p>2・3 略</p>
424 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定に基づく建築物の建築等に関する中間検査	略	424 建築基準法第7条の3第1項 _____の規定に基づく建築物の建築等に関する中間検査	略
425～464の2の2 略		425～464の2の2 略	
464の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p><u>1 床面積(建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1)の合計に応じ、422の項の右欄の1に規定する金額</u></p>	464の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p><u>1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(1) 床面積(建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。(2)から(9)までにおいて同じ。)の合計が30平方メートル以内の場合 <u>9,000円</u></u></p> <p><u>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 <u>15,000円</u></u></p> <p><u>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以</u></p>

	2・3 略		<p>内の場合 23,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円</p> <p>2・3 略</p>
464の4 略		464の4 略	
<p>464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1</p>	<p>464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1</p>

号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

(2) 略

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、422の項の右欄の1に規定する金

号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

(2) 略

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部

額

分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円

	(2)・(3) 略		(2)・(3) 略
464の6・464の7 略		464の6・464の7 略	
<p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 32,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 36,000円</p> <p>(2) 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 24,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 26,000円</p> <p>2 その全部を工場、倉庫、危険</p>	<p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方</p>	

物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 18,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 25,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 89,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

カ 床面積の合計が10,000平

メートル未満の場合 25,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 87,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項から464の11の項まで及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合 29,000円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メー

方メートル以上25,000平方
メートル未満の場合
160,000円

キ 床面積の合計が25,000平
方メートル以上の場合
200,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法
(建築物エネルギー消費性能
基準であって、知事が指定す
るものをいう。以下この項に
おいて同じ。)を用いる場合
次に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方
メートル未満の場合
21,000円

イ 床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方メー
トル未満の場合 29,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方
メートル以上2,000平方メー
トル未満の場合 40,000円

エ 床面積の合計が2,000平方
メートル以上5,000平方メー
トル未満の場合 95,000円

オ 床面積の合計が5,000平方
メートル以上10,000平方
メートル未満の場合
140,000円

カ 床面積の合計が10,000平
方メートル以上25,000平方
メートル未満の場合
170,000円

トル未満の場合 39,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方
メートル以上5,000平方メー
トル未満の場合 94,000円

エ 床面積の合計が5,000平方
メートル以上10,000平方
メートル未満の場合
130,000円

オ 床面積の合計が10,000平
方メートル以上25,000平方
メートル未満の場合
170,000円

カ 床面積の合計が25,000平
方メートル以上の場合
210,000円

2. 1に掲げる建築物以外の建築
物に係る建築物エネルギー消費
性能適合性判定 次に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(1) モデル建物法を用いる場合
次に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額
ア 床面積の合計が1,000平方
メートル未満の場合
100,000円

イ 床面積の合計が1,000平方
メートル以上2,000平方メー
トル未満の場合 130,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方
メートル以上5,000平方メー
トル未満の場合 210,000円

エ 床面積の合計が5,000平方

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合
210,000円

3 1及び2に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 住宅部分（(2)に係るものを除く。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 性能基準を用いる場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
32,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
36,000円

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
24,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
26,000円

(2) 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に

メートル以上10,000平方メートル未満の場合
280,000円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
340,000円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合
400,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合
296,200円

イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 373,400円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 528,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合
639,900円

オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
754,600円

カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合

応じ、それぞれ次に定める金額

ア 性能基準を用いる場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
65,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
260,000円

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
80,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方

863,900円

メートル未満の場合
140,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
200,000円

(3) 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア モデル建物法を用いる場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
82,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合
100,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
130,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
220,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合
290,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満の場合
340,000円

(キ) 床面積の合計が25,000
平方メートル以上の場合
400,000円

イ 標準入力法・主要室入力
法を用いる場合 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満の場合
236,400円

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方
メートル未満の場合
296,200円

(ウ) 床面積の合計が1,000平
方メートル以上2,000平方
メートル未満の場合
380,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方
メートル未満の場合
531,700円

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平
方メートル未満の場合
658,800円

(カ) 床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000
平方メートル未満の場合
777,700円

(キ) 床面積の合計が25,000

	<u>平方メートル以上の場合</u> <u>884,000円</u>		
464の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</u>	<u>前項の右欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</u>	464の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項</u> <u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> 1 <u>非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>モデル建物法を用いる場合</u> <u>前項の右欄の1の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u> (2) <u>標準入力法・主要室入力法を用いる場合</u> <u>前項の右欄の1の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u> 2 <u>1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>モデル建物法を用いる場合</u> <u>前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u> (2) <u>標準入力法・主要室入力法を用いる場合</u> <u>前項の右欄の2の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u>
		464の10 <u>建築物のエネルギー消費</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、そ</u>

	<p><u>性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</u></p>	<p>性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>それぞれ次に定める金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>建築物（非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合</u> 277,200円 2 <u>建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u> 345,400円 3 <u>建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u> 451,000円 4 <u>建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合</u> 526,900円 5 <u>建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合</u> 611,600円 6 <u>建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合</u> 680,900円
	<p><u>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</u></p>	<p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>前項の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する金額</p>
	<p><u>464の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12</u></p>	<p>464の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項におい</p>

		<p><u>条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</u></p>	<p>て「計画」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物 464の8の項の右欄の1に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 464の8の項の右欄の2に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>2 1に掲げる計画以外の計画 464の10の項の右欄に規定する金額の2分の1に相当する金額</p>
<p><u>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関</p>	<p><u>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関</p>

する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 一戸建ての住宅 _____

_____に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指

する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア・イ 略

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
31,000円

定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いる場合
 464の8の項の右欄の1の(1)に規定する金額

(イ) 誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いる場合
 次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	16,000円
200平方メートル以上の場合	18,000円

(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合
 464の8の項の右欄の1の(2)に規定する金額

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分 ((エ)から(カ)までに係るものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。)について、464の8の項の右欄の3の(1)のイに規定する金額

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
 35,000円

イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分 ((イ) _____ に係るものを除き、性能基準 _____ を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の

(イ) 住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	16,000円
200平方メートル以上の場合	18,000円

(ウ) 住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(1)のイに規定する金額

(エ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(2)のアに規定する金額

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	31,000円
200平方メートル以上の場合	35,000円

(イ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(ウ) 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	31,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	53,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	97,000円
5,000平方メートル以上の場	140,000円

300平方メートル未満の場合	63,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	100,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	180,000円
5,000平方メートル以上の場 合	250,000円

合

(カ) 共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(2)のイに規定する金額

(キ) 非住宅部分（モデル建築物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、464の8の項の右欄の3の(3)のアに規定する金額

(ウ) 非住宅部分（モデル建築物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	80,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	100,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	210,000円

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	236,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	295,200円
1,000平方メートル以上	380,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	280,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	340,000円
25,000平方メートル以上の場合	400,000円

(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、知事が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	233,100円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	277,200円
1,000平方メートル以上	373,400円

トル以上2,000平方メートル未満の場合	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>531,700円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	<u>658,800円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	<u>777,700円</u>
25,000平方メートル以上の場合	<u>884,000円</u>

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1）の合計に応じ、422

トル以上2,000平方メートル未満の場合	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>528,000円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	<u>640,200円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	<u>754,600円</u>
25,000平方メートル以上の場合	<u>863,900円</u>

2 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当

の項の右欄の1に規定する金額

該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円

の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(オ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(カ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(カ)に規定する金額の2分の1に相

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分 _____

_____ について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

当する金額

(キ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(キ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ク) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ク)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ケ) 略

2 略

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 略

2 略

464の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 一戸建ての住宅に係る申請
4,700円
- (2) 共同住宅等に係る申請 次
に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額
- ア 床面積（共用部分を計算
しない評価方法（建築物エ
ネルギー消費性能基準で
あって、知事が指定するも
のをいう。）を用いる場合
にあつては、共用部分の床
面積を控除した面積。イか
らエまで及び(3)のイ並びに
2の(4)から(6)まで及び(7)
のエからカまでにおいて同
じ。）の合計が300平方メー
トル未満の場合 9,000円
- イ 床面積の合計が300平方
メートル以上2,000平方メー
トル未満の場合 18,000円
- ウ 床面積の合計が2,000平方
メートル以上5,000平方メー
トル未満の場合 41,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方
メートル以上の場合
74,000円
- (3) 一の建築物全体に係る申請
（(1)及び(2)に掲げる申請を
除く。） 次に掲げる金額を
合算した金額
- ア 住宅部分（イに係るもの
を除く。） 4,700円
- イ 共同住宅等の部分につい

て、次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る金額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満の場合

9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上2,000平方
メートル未満の場合

18,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方
メートル未満の場合

41,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上の場合

74,000円

ウ 非住宅部分について、次
に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金
額

(ア) 床面積の合計が300平方
メートル未満の場合

9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方
メートル未満の場合

15,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平
方メートル以上2,000平方
メートル未満の場合

25,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平

方メートル以上5,000平方
メートル未満の場合

74,000円

(ウ) 床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平
方メートル未満の場合

110,000円

(カ) 床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000
平方メートル未満の場合

140,000円

(キ) 床面積の合計が25,000
平方メートル以上の場合

180,000円

2 1に掲げる場合以外の場合

次に掲げる申請の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（モデル住
宅法（建築物エネルギー消費
性能基準であつて、知事が指
定するものをいう。以下この
項において同じ。）を用いる
ものに限る。）に係る申請

次に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方
メートル未満の場合

16,000円

イ 床面積の合計が200平方
メートル以上の場合

17,000円

(2) 一戸建ての住宅（仕様基準
（建築物エネルギー消費性能

基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

(3) 一戸建ての住宅（性能基準

(建築物エネルギー消費性能基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

31,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

35,000円

(4) 共同住宅等（フロア入力法

(建築物エネルギー消費性能基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

(5) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

(6) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

63,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

100,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

180,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合

250,000円

(7) 一の建築物全体に係る申請

((1)から(6)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

イ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。)

について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

17,000円

ウ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合

31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合

35,000円

エ 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）

について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方

メートル未満の場合

52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

オ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合
140,000円

カ 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合

250,000円

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合

100,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

130,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

210,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平

方メートル以上10,000平方メートル未満の場合

280,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
340,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合
400,000円

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
233,100円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合
277,200円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
373,400円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
528,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方

			<p>方メートル未満の場合 640,200円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合 754,600円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000 平方メートル以上の場合 863,900円</p>
465～480 略		465～480 略	
<p>480の2 宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和36年法律第191 号）第12条第1項の規定に基づ く宅地造成等に関する工事の許 可又は同法第30条第1項の規定 に基づく特定盛土等若しくは土 石の堆積に関する工事の許可の 申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>1 宅地造成又は特定盛土等（宅 地造成及び特定盛土等規制法第 30条第1項の規定に基づく許可 の場合にあっては、特定盛土 等）を行う場合 次に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>(1) 盛土又は切土をする土地の 面積が500平方メートル以内の 場合 15,000円</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の 面積が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の場合 26,000円</p> <p>(3) 盛土又は切土をする土地の 面積が1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内の場 合 37,000円</p> <p>(4) 盛土又は切土をする土地の 面積が2,000平方メートルを超 え3,000平方メートル以内の場</p>		

合 55,000円

(5) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合

合 66,000円

(6) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合

合 89,000円

(7) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合

合 141,000円

(8) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合

合 216,000円

(9) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合

合 337,000円

(10) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合

合 476,000円

(11) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合

合 614,000円

2 土石の堆積を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内の場合

合 13,000円

(2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合
16,000円

(3) 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
18,000円

(4) 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合
21,000円

(5) 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
30,000円

(6) 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
33,000円

(7) 土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合
39,000円

(8) 土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合
53,000円

(9) 土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合
72,000円

	<p>(10) <u>土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 106,000円</u></p> <p>(11) <u>土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超える場合 129,000円</u></p>
<p><u>480の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</u></p>	<p><u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>1 宅地造成又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項の規定に基づく許可の場合にあっては特定盛土等）を行う場合 申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（その金額が614,000円を超えるときは、614,000円）</u></p> <p><u>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た金額</u></p> <p><u>(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅</u></p>

地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前項に規定する金額

(3) その他の変更については、10,000円

2 土石の堆積を行う場合 申請

1 件につき、次に掲げる額を合算した金額（その金額が129,000円を超えるときは、129,000円）

(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た金額

(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前項に規定する金額

(3) その他の変更については、10,000円

<p>480の4 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する中間検査</u></p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートル以内の場合</u> 3,700円 2 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合</u> 5,600円 3 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合</u> 9,400円 4 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合</u> 16,000円 5 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合</u> 28,000円 6 <u>中間検査を行う部分の土地の面積の合計が100,000平方メートルを超える場合</u> 39,000円 		
<p>481 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 略 3 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金 	<p>481 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 略 3 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金

額

(1) 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。）の合計に応じ、422の項の右欄の1に規定する金額

額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築する建築物の当該建築に係る部分の床面積に限る。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合
9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合
66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合

第8号議案

障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正について

障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例

障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成5年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる公の施設と同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が<u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）</u>がある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>	<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる公の施設と同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者その他の身体又は精神に障害のある者</u>で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第9号議案

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</p> <p>目次 第1章～第3章 略 第4章 特定事業に関する規制（第10条—<u>第27条</u>—） 第5章・第6章 略 附則</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染<u> </u>を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への</p>	<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>目次 第1章～第3章 略 第4章 特定事業に関する規制（第10条—<u>第27条の2</u>—） 第5章・第6章 略 附則</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への</p>

堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。

(2) 略

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

（県の責務）

第5条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第6条 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____の防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第9条 削除

たい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積を除く。）を行う行為をいう。

(2) 略

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生^の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生^ののおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

（県の責務）

第5条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生^のの防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第6条 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生^のの防止に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生^のの防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第9条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じな

(特定事業の届出)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、当該特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知するものとする。

なければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 知事は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければ

ならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業

(3)～(6) 略

(特定事業に係る土地所有者の同意)

第10条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明

(変更の届出)

第11条 前条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第1項の届出をした者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第11条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の位置及び面積

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

(4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地

(5) 特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名

(6) 特定事業に使用される土砂等の量

(7) 特定事業の期間

(8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

(9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

(10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(12) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項

(2) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

第12条から第15条まで 削除

(3) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

(4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置

(5) その他知事が必要と認める事項

(申請の制限)

第11条の2 第10条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。

(市町村長の意見の聴取)

第12条 知事は、第10条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

(許可の基準等)

第13条 知事は、第10条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第8条第2項又は第25条の規定による必要な措置を完了していない者

ウ 第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す

る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第24条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

エ 第24条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの

(2) 第10条の2に規定する同意を得ていること。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。

(5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。

(7) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 知事は、第10条の許可の申請が第11条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認め

るときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定に適合するものであること。

(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

3 第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

4 知事は、第10条の許可（第11条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

（許可の条件）

第14条 知事は、県民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第10条の許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第15条 第10条の許可を受けた者は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第10条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。

4 第10条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1)～(3) 略

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(3) 当該許可（一時たい積事業に係るものに限る。）に係る特定事業区

2 第10条第1項の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

(定期検査の報告等)

第18条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、これを省略することができる。

2 第10条第1項の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条第1項の届出をした者は、当該特定事業区域及び特定

域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

(水質検査等)

第18条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければ

ならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めたとき、又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第10条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該特定

事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る特定事業の計画を周知するように努めなければならない。

（関係書類の縦覧）

第19条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第20条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
2 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（土砂等の搬入車両への表示）

第20条の2 第10条第1項の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

（特定事業の完了）

第21条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報

事業場_____の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように_____努めなければならない。

（関係書類の縦覧）

第19条 第10条の許可を受けた_____者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第20条 第10条の許可を受けた_____者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
2 第10条の許可を受けた_____者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域_____以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（土砂等の搬入車両への表示）

第20条の2 第10条の許可を受けた_____者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

（特定事業の完了等）

第21条 第10条の許可を受けた_____者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認

告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、これを省略することができる。

第22条から第24条まで 削除

し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

第22条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第22条の2 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合に

おいては、第10条の2の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号

(4) その他知事が必要と認める事項

3 第13条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第14条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第10条の許可を受けた者の地位を承継する。

（相続）

第23条 第10条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第24条 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けたとき。

(3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。

(4) 第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当する

(措置命令)
第25条

に至ったとき。

(5) 第14条（第15条第5項及び第22条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(6) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(7) 第16条から第20条の2までの規定に違反したとき。

(8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

(9) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第25条 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第10条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第21条第3項、第22条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

① 略

(関係書類の保存)

第26条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出_____をした日_____から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第27条 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)は、当該特定事業の施工に伴う土壌の汚染_____の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(立入検査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等

4 略

(関係書類の保存)

第26条 第10条の許可を受けた_____者は、当該許可に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出若しくは第22条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第24条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第27条 現場管理責任者_____は、特定事業_____の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 _____特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第27条の2 第10条の2(第15条第1項及び第22条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を知事に通報しなければならない。

(立入検査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者_____

をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をするのを助けた者を含む。以下同じ。) に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

第29条 削除

(市町村の条例との関係)

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染_____を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであるとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 略

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条第1項の届出がされている

_____特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(罰則)

第32条 第8条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

_____に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(手数料)

第29条 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであるとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 略

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する_____者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第2項、第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者

(2) 第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- (2) 略
- (3) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第17条第2項 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第18条第1項又は第21条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6)・(7) 略

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項又は第21条第1項 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 略

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する 事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第17条第2項又は第18条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第18条第1項又は第2項 の規定による検査を行わなかった者
- (5)・(6) 略

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第4項、第21条第1項、第22条第2項又は第23条第2項 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第10条の2及び第12条から第28条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定によりされている許可の申請は、改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定によりされた届出とみなす。

4 この条例の施行前に旧条例第10条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第25条第2項の規定は、なおその効力を有する。

5 この条例の施行前にした旧条例第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県手数料条例の一部改正)

7 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事務	金額	事務	金額
1～52の12 略		1～52の12 略	
53及び54 削除		53 <u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条の規定に基づく許可の申請に対する審査</u>	<u>52,000円</u>
		54 <u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>33,000円</u>
		54の2 <u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査</u>	<u>33,000円</u>
55～517 略		55～517 略	
備考 略		備考 略	

（栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第15条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第22条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る前項の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第1の54の項及び54の2の項の左欄に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

第10号議案

栃木県警察関係手数料条例の一部改正について

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第8条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p>		<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第8条 県は、道路交通法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p>	
事 務	手数料の額	事 務	手数料の額
1～3 略		1～3 略	
3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下この条において「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習	<u>1,400円</u> （自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあっては、 <u>1,150円</u> ）	3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下この条において「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習	<u>1,450円</u> （自動車安全運転センターが行う研修等のうち公安委員会が定めるものを受けた者に対する講習にあっては、 <u>1,200円</u> ）
3の3 法第105条の2第2項 _____の規 定に基づく運転経歴証明書の交付	<u>1,150円</u>	3の3 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の交付	<u>1,100円</u>
3の4 法第105条の2第2項 _____の規 定に基づく運転経歴証明書の再交付	<u>1,150円</u>	3の4 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	<u>1,100円</u>
3の5 法第105条の2第4項の規定に基づく	<u>900円</u> （法第105条の2		

運転経歴情報の記録	第2項の規定に基づく 運転経歴証明書の交付 又は再交付と同時に記 録を受ける場合にあっ ては、100円)		
4 法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	1,400円以上6,600円以下の範囲内で知事が定める額	4 法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち公安委員会規則で定めるものの実施	1,350円以上6,450円以下の範囲内で知事が定める額

2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。

2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。

申請者	手数料の種別	区 分		手数料の額
1 法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この条において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲

申請者	手数料の種別	区 分		手数料の額
1 法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円
			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この条において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲

		げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>750円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>3,900円</u> (技能試験) を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,900円</u>)
(2) 普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第	<u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6

		げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>800円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>4,100円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,600円</u>)
(2) 普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第	<u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6

	5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>750円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,500円</u> (技能試験 を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,300円</u>)
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,850円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第	<u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6

	5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>800円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,550円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,350円</u>)
(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第	<u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6

<p>許又は牽引免許をいう。以下この条において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p>	<p>5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、<u>750円</u>)</p>
	<p>法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	<p><u>2,800円</u> (技能試験)</p> <p>_____</p> <p>_____を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>)</p>
<p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	<p>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつ</p>

<p>許又は牽引免許をいう。以下この条において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p>	<p>5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、<u>800円</u>)</p>
	<p>法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	<p><u>2,600円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,050円</u>)</p>
<p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	<p>法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつ</p>

		た者に対する試験にあっては、 <u>750円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>1,600円</u>
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>750円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない	<u>4,500円</u> (<u>技能試験</u>)

		た者に対する試験にあっては、 <u>800円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>1,500円</u>
(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900円</u> (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 <u>800円</u>)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない	<u>4,800円</u> (<u>法第97条第1項第2号に掲げる事項</u>)

	場合	_____を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,450円</u>)
(6) 仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800円</u>
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,650円</u>
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,950円</u> (技能試験) _____を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつ

	場合	_____について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650円</u>)
(6) 仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700円</u>
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,550円</u>
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,900円</u> (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつ

			ては、 <u>4,700円</u>)				ては、 <u>4,350円</u>)
1の2 法第89条第3項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査（以下この条において「検査」という。）	<u>3,950円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>6,950円</u> ）	1の2 法第89条第3項の規定による検査を受けようとする者	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査（以下この条において「検査」という。）	<u>3,900円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>6,400円</u> ）
		(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,850円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>4,650円</u> ）			(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,750円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>4,550円</u> ）
2 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	<u>2,050円</u> （法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>5,050円</u> ）	2 法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	<u>1,900円</u> （法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>4,400円</u> ）

(2) 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,950円</u> （法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>2,750円</u> ）
(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,800円</u> （法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,550円</u> ）

(2) 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,750円</u> （法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>2,550円</u> ）
(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,650円</u> （法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,100円</u> ）

			以上の種類の免許を受ける者（以下この条において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、 <u>650円に、与える免許の種類</u> <u>_____</u> ごとに200円を加えた額）との合計額				許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 <u>_____</u> にあつては、 <u>900円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</u> ）との合計額
			法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	<u>2,550円</u>			
		(2) 仮運転免許に係る免許証		<u>1,100円</u>			(2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u>
4 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		<u>2,600円</u>	4 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>2,250円</u>
		(2) 仮運転免許に係る免許証		<u>1,050円</u>			(2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u>

<u>4の2 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録又は法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に</u>	<u>特定免許情報記録手数料</u>	<u>(1) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録</u>	<u>法第95条の2第6項の規定による申出をする場合</u>	<u>600円（特定試験免除者に係る記録にあっては、400円）と950円（複数免許取得者に係る記録にあっては、750円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）との合計額</u>					
			<u>法第101条の4第2項の規定による申出（以下この条において「更新時不交付申出」という。）をする場合</u>	<u>800円</u>					
			<u>法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</u>	<u>1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による</u>					

<p>法第95条の2第1項の規定による申請をした者その他の政令第43条第4項に規定する者を除く。)</p>		<p>免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、<u>100円</u>）</p>			
	<p>(2) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>600円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この条において「免許証・免許情報記録個人番号カー</p>			

				<u>ド保有者」という。)</u> <u>に係る書換えにあつては、零円)</u> <u>と950円(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあつては100円、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。))に係る書換えにあつては750円に与える免許1種類ごとに200円を加えた額)との合計額</u>				
5 法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による	免許証等更新手数料	(1) <u>免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有</u>	<u>法第101条の2の2第1項の規定による経路地公安委員会を経由して</u>	2,750円	5 法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による	免許証更新手数料	(1) <u>免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)</u>	2,500円

免許証等の更新を受けようとする者	効期間の更新を受ける場合を除く。)	行う更新申請書の提出（以下この条において「 <u>経由申請</u> 」という。）をする場合		免許証の更新を受けようとする者		
		更新時不交付申出をする場合（ <u>経由申請</u> をする場合を除く。)	1,300円			
		<u>経由申請</u> 及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円			
	(2) <u>免許情報記録の有効期間の更新</u> （同時に <u>免許証の有効期間の更新</u> を受ける場合を除く。)	経由申請をする場合であって、 <u>法第101条の2の2第3項の規定による申出</u> （以下この条において「 <u>経由地書換申出</u> 」という。）をするとき	1,000円			(2) <u>免許証の更新</u> （ <u>法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請</u> をする場合)
	経由申請をする場合で	1,950円				

			あつて、 <u>経由地書換申出をしない</u> とき				
			<u>経由申請をしない場合</u>	2,100円			
		(3) <u>免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u>	<u>経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をすると</u> き	2,500円			
			<u>経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしない</u> とき	2,850円			
			<u>経由申請をしない場合</u>	2,950円			
5の2 法第101条の2の2第1項の規定により <u>免許証等の更新の申請をしようとする者</u>	経由手数料	(1) <u>経由地書換申出をする場合</u>		1,700円	5の2 法第101条の2の2第1項の規定により <u>免許証</u> の更新の申請をしようとする者	経由手数料	550円
		(2) <u>経由地書換申出をしない場合</u>		750円			
5の3 略					5の3 略		
5の4 法第97条の2第1項	運転技能検査手数料			3,650円	5の4 法第97条の2第1項	運転技能検査手数料	3,550円

第3号イの規定による運転技能検査を受けようとする者				第3号イの規定による運転技能検査を受けようとする者			
6 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料		1,350円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>3,100円</u> ）	6 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料		1,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合には、 <u>2,850円</u> ）
7 略				7 略			
8 法第99条の2第4項第1号イの規	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規	<u>23,750円</u>	8 法第99条の2第4項第1号イの規	技能検定員 審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規	<u>23,400円</u>

定による 審査を受けようとする者	定による審査（以下この条において「技能検定員審査」という。）	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>19,800円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>14,450円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>22,200円</u>

定による 審査を受けようとする者	定による審査（以下この条において「技能検定員審査」という。）	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>19,500円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>14,700円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	<u>21,500円</u>

9 略

10 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査を受けようとする者	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この条において「教習指導員審査」という。）	<u>15,100円</u>
		(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>12,000円</u>
		(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>9,950円</u>
		(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種	<u>12,850円</u>

9 略

10 法第99条の3第4項第1号イの規定による審査を受けようとする者	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この条において「教習指導員審査」という。）	<u>14,550円</u>
		(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>11,850円</u>
		(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>9,650円</u>
		(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種	<u>12,450円</u>

		免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）				免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この条において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）		
11 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		<u>2,250円</u>	11 法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料		<u>2,350円</u>	
12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について <u>850円</u>	12 法第108条の2第1項の規定による講習を受けようとする者	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について <u>750円</u>	
		(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,400円</u>			(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,350円</u>	
		(3) 略				(3) 略		
		(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習に			講習1時間について <u>4,650円</u>	(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習に

	あつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間について <u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>3,050円</u>
(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,300円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,200円</u>
(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,750円</u>
(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間について <u>3,200円</u>
(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,850円</u>
(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間について <u>900</u>

	あつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間について <u>3,500円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,800円</u>
(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,150円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,000円</u>
(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,500円</u>
(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間について <u>3,100円</u>
(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,400円</u>
(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間について <u>750</u>

		円
(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,300円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,150円</u>
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,850円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,700円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,550円</u>
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	<u>500円</u> (公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使

		円
(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,150円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,050円</u>
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,700円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,550円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,450円</u>
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	<u>500円</u>

	じ。) でな いもの に 対 する 講 習	800円 (オン ライン講 習にあ って は、200円)
(12) 法第 108条の2 第1項第 12号に掲 げる講習	法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許 (以 下この条に おいて「普 通自動車対 応免許」と いう。) を 受けている 者 (法第97 条の2第1 項第3号イ 及びハに掲 げる者並び に法第101条 の4第3項 の規定の適 用を受ける 者を除	6,600円

	_____ に 対 する 講 習	
(12) 法第 108条の2 第1項第 12号に掲 げる講習	法第71条の 5第3項に 規定する普 通自動車対 応免許 (以 下この条に おいて「普 通自動車対 応免許」と いう。) を 受けている 者 (法第97 条の2第1 項第3号イ 及びハに掲 げる者並び に法第101条 の4第3項 の規定の適 用を受ける 者を除	6,450円

	く。) に対する講習	
	普通自動車 対応免許を 受けている 者（法第97 条の2第1 項第3号イ 若しくはハ に掲げる者 又は法第101 条の4第3 項の規定の 適用を受け る者に限る。 ）又は 第一種運転 免許若しく は第二種運 転免許であ って普通自 動車対応免 許以外のもの のみを受け ている者に対 する講習	<u>2,950円</u>
(13) 法第 108条の2 第1項第 13号に掲 げる講習	自動車等 （これに準 ずるものと して国家公 安委員会規 則で定める 装置を含	<u>12,900円</u>

	く。) に対する講習	
	普通自動車 対応免許を 受けている 者（法第97 条の2第1 項第3号イ 若しくはハ に掲げる者 又は法第101 条の4第3 項の規定の 適用を受け る者に限る。 ）又は 第一種運転 免許若しく は第二種運 転免許であ って普通自 動車対応免 許以外のもの のみを受け ている者に対 する講習	<u>2,900円</u>
(13) 法第108条の2第1 項第13号に掲げる講習	12,500 円 （当該講習 が道路交通 法施行規則 （昭和35年 総理府令第 60号）第38	

		む。)を使用する指導(以下この条において「実車等指導」という。)を含む講習	
		実車等指導を含まない講習	9,350円
		(14) 若年運転者講習	講習1時間について 2,600円
		(15) 法第108条の2第1項第15号_____に掲げる講習	講習1時間について 2,100円
		(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間について 2,050円
13 法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者	通知手数料		1,000円
備考 略			

3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表8の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中

			条第13項第2号の表第1号に掲げる講習の方法に係るものである場合にあつては、9,050円)
		(14) 若年運転者講習	講習1時間について 2,250円
		(15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円
13 法第108条の2第1項第10号又は第13号_____に掲げる講習を受けようとする者	通知手数料		900円
備考 略			

3 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、前項の表8の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中

欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表8の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,750円
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円

欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表8の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円

	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400円</u>		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>		(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>	7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表8の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,950円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,350円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表8の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>550円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>350円</u> を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>350円</u> を減ずるものとする。			備考 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表8の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>2,350円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>1,100円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、前項の表8の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については <u>500円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については <u>300円</u> を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については <u>300円</u> を減ずるものとする。		

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第2項の表10の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第2項の表10の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,800円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,650円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,100円</u>
3 略		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	(2)・(3) 略	

4 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る手数料の額は、第2項の表10の項の第4欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第2項の表10の項の第4欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>4,000円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>3,550円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能	(1)～(3) 略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	<u>2,050円</u>
3 略		
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1)・(2) 略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,500円</u>
	(2)・(3) 略	

<p>7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p><u>2,600円</u></p>	<p>7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p><u>2,550円</u></p>
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>3,000円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>950円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>1,350円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については<u>2,950円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>200円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>50円</u>を減ずるものとする。</p>			<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>2,400円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>900円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>1,100円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については<u>2,850円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、第2項の表10の項の第4欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については<u>150円</u>を減ずるものとする。</p>		
<p>5・6 略</p> <p>(自動車の保管場所の確保等に関する法律に関する手数料)</p> <p>第9条 県は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務につい</p>			<p>5・6 略</p> <p>(自動車の保管場所の確保等に関する法律に関する手数料)</p> <p>第9条 県は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務につい</p>		

て、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 略	
2 略	

(手数料の徴収方法)

第13条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) 第8条第1項の表1の項及び第9条の表2の項

 _____に係る手数料

(2) 略

附 則

- この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第9条及び第13条の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に申請がなされている事務（改正前の第9条の表2の項及び3の項に掲げるものに限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。

て、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 略	
1の2 略	
2 <u>法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付</u>	520円
3 <u>法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付</u>	520円

(手数料の徴収方法)

第13条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) 第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務（同項の事務にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付の申請に係るものに限る。）に係る手数料

(2) 略

第11号議案

栃木県収用委員会委員及び予備委員の任命同意について

栃木県収用委員会委員及び予備委員として、次の者の任命について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により議会の同意を求めらる。

令和6年12月10日提出

栃木県知事 福田 富一

委員 神原 敦子

関根 則次

予備委員 貝塚 美浩

第12号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和7年度中に当せん金付証票（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

発売総額 18,000,000,000円以内

第13号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和7年度中に当せん金付証票（地域医療等振興自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富 一

発売総額 10,500,000,000円以内

第14号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議において、第4号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
県営林道事業費	日光市	円 63,100,000	円 18,311,180	円 67,100,000	円 20,311,180

第15号議案

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第398回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年12月10日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,041,612,000円とする。

第16号議案

特定事業契約の変更について

令和2年度栃木県議会第369回通常会議において、第10号議案として議決を経た特定事業契約（新青少年教育施設整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和6年12月10日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を7,482,691,250円とする。

第17号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年12月10日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 県営住宅（佐野・足利地区）
- 2 指定管理者となる団体 足利市通三丁目2589番地
とちぎ県南不動産業協同組合 理事長 山口 広
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第18号議案

県道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
136	多田停車場線	佐野市 多田停車場		
		栃木田沼線交点		

第19号議案

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起	重要な経過地	備考
			終		
53	旧	栃木田沼線	栃木市		
			佐野市山越町		
	新	栃木葛生線	栃木市		
			佐野市中町		

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第47号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第48号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第49号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第50号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第51号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第52号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第54号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第55号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第56号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第57号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第58号 損害賠償の額の決定及び和解について

- | | | |
|----|----------|-------------------|
| 12 | 専決処分第59号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 13 | 専決処分第60号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 14 | 専決処分第61号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 15 | 専決処分第62号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 16 | 専決処分第63号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 17 | 専決処分第64号 | 工事請負契約の変更について |
| 18 | 専決処分第65号 | 工事請負契約の変更について |
| 19 | 専決処分第66号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 20 | 専決処分第67号 | 工事請負契約の変更について |
| 21 | 専決処分第68号 | 訴えの提起について |
| 22 | 専決処分第69号 | 訴えの提起について |
| 23 | 専決処分第70号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 24 | 専決処分第71号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 25 | 専決処分第72号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

専決処分第64号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,006,357,000円とする。

令和6年10月28日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第65号

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議において、第7号議案として議決を経た工事請負契約（とちぎ健康の森本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,672,077,000円とする。

令和6年10月28日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第67号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第391回通常会議において、第54号議案として議決を経た工事請負契約（主要地方道大田原氏家線箒川橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を656,920,000円とする。

令和6年11月5日

栃木県知事 福田 富 一